鹿児島県公報

令和８年３月27日（金）第705号の７

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

公　安　委　員　会　規　則

○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い）１

○鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い）２

公　安　委　員　会　公　告

○警備員等検定合格者審査実施公告（生活安全企画課取扱い）２

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第８号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第30条の５の次に次の２条を加える。

（船員作業手当）

第30条の６　条例第31条の６に規定する船員作業手当は，生活安全部地域課及び瀬戸内警察署に勤務する職員のうち，船員作業を担当する職員に支給する。

２　条例第31条の６第１項に規定する公安委員会が人事委員会と協議して定める業務は，次に掲げる業務とする。

⑴　船長業務

⑵　船舶の運航業務

⑶　主機関の運転業務

⑷　船上作業に付随する庶務関係業務

⑸　無線通信業務

⑹　その他前各号に類する業務

３　船員作業手当の額は，その業務に従事した日１日につき，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

⑴　船長　860円

⑵　機関長　730円

⑶　その他の職員　640円

（遠隔地水上警戒作業手当）

第30条の７　条例第31条の７に規定する遠隔地水上警戒作業手当は，本部又は警察署に勤務する職員に支給する。

２　条例第31条の７第１項に規定する公安委員会が人事委員会と協議して定める作業は，次に掲げる作業とする。

⑴　海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成24年警察庁海上保安庁告示第１号。次号において「平成24年離島告示」という。）18の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）に定める基線をいう。次号において同じ。）に基づき設定された領海内において，我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し，運航する船舶（次号において「外国公船」という。）の間近に接近して進路規制，警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒等の作業（次号に掲げる作業を除く。）

⑵　平成24年離島告示18の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において，我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対してだ捕等を行うことを防止するため，当該公船等の間近に接近して進路規制，警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒等の作業

３　遠隔地水上警戒作業手当の額は，その作業に従事した日１日につき，1,100円（日没から日の出までの間において遠隔地水上警戒作業に従事した場合にあつては，1,650円）とする。

附　則

この規則は，令和８年４月１日から施行する。

……

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第９号

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和７年鹿児島県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第２項関係）

支給地域		級地
埼玉県	さいたま市	１３パーセント級地
千葉県	千葉市	１３パーセント級地
神奈川県	川崎市	１６パーセント級地
福岡県	太宰府市	４パーセント級地

附　則

この規則は，令和８年４月１日から施行する。

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第５条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第６条の規定により，鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和８年３月27日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

１　検定合格者審査の種別及び級並びに資格

⑴　空港保安警備業務１級

検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧規則」という。）第１条第１項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）

であって同条第２項に規定する１級に係るもの（以下「旧１級検定」という。)に合格した者

⑵　空港保安警備業務２級

空港保安警備に係る旧１級検定又は旧検定であって旧規則第１条第２項に規定する２級に係るもの（以下「旧２級検定」という。)に合格した者

⑶　施設警備業務１級

旧規則第１条第１項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。)に係る旧１級検定に合格した者

⑷　施設警備業務２級

常駐警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

⑸　交通誘導警備業務１級

旧規則第１条第１項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。)に係る旧１級検定に合格した者

⑹　交通誘導警備業務２級

交通誘導警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

⑺　核燃料物質等危険物運搬警備業務１級

旧規則第１条第１項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧１級検定に合格した者

⑻　核燃料物質等危険物運搬警備業務２級

核燃料物質等運搬警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

⑼　貴重品運搬警備業務１級

旧規則第１条第１項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧１級検定に合格した者

⑽　貴重品運搬警備業務２級

貴重品運搬警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

２　検定合格者審査対象外の者

１に該当する者のうち，次に掲げる者は，学科試験及び実技試験の全部が免除されるので，本審査の対象外とする。

⑴　旧検定に合格した警備員であって，検定規則の施行の際，現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており，かつ，当該警備業務に従事している期間が継続して１年以上である者

⑵　旧検定に合格した者であって，検定規則の施行の際，現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第１項に規定する指定講習の講師として従事しており，かつ，当該講師として従事している期間が継続して１年以上であるもの

３　検定合格者審査の実施日時及び場所

⑴　実施日時

令和８年５月13日（水）午前９時から午後１時まで（午前８時30分までに当該旧検定合格証を持参の上，鹿児島県警察本部１階正面玄関ロビーに集合すること。）

⑵　実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番１号）

４　検定合格者審査の方法

⑴　１級の検定合格者審査

ア　学科試験

(ア)　科目

a　警備業務に関する基本的な事項

b　法令に関すること。

c　警備業務の実施に関すること。

d　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ)　問題数

10問

イ　実技試験

(ｱ)　科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(ｲ)　内容
徒手の護身術の基本動作を２種類実施
⑵　２級の検定合格者審査
ア　学科試験
(ｱ)　科目
ａ　警備業務に関する基本的な事項
ｂ　法令に関すること。
ｃ　警備業務の実施に関すること。
ｄ　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(ｲ)　問題数
10問
イ　実技試験
(ｱ)　科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(ｲ)　内容
徒手の護身術の基本動作を１種類実施
⑶　各級とも学科試験は実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。
５　申請手続
⑴　受付の期間及び時間帯
ア　期間
令和８年４月６日（月）から同月17日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第１条の県の休日を除く。）
イ　時間帯
午前８時30分から午後４時まで
⑵　提出書類
ア　検定規則附則第10条の審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）　１通
イ　鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第８条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者にあっては，次のいずれかの書面
(ｱ)　鹿児島県内に住所地を有する者にあっては当該住所地を疎明する書面　１通
(ｲ)　鹿児島県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面　１通
ウ　写真（申請前６月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　１葉
エ　旧検定合格証の写し　１通
⑶　申請先及び申請方法
ア　申請先
(ｱ)　鹿児島県内に住所を有する者
受審者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
(ｲ)　鹿児島県外に住所を有する者で，鹿児島県内の営業所に属する警備員
受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
(ｳ)　鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で，鹿児島県内に住所地及び所属する営業所がないもの

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ　申請方法

受審者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受審者本人以外による申請，郵送等による申請は認めない。）。

６　審査手数料

4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお，審査申請書を受け付けた後は，検定手数料は返還しない。

７　合格者の発表及び成績証明書の交付

⑴　合格者の発表は，検定合格者審査当日，検定合格者審査の実施場所において行う。

⑵　検定合格者審査当日，合格者には検定規則第11条の成績証明書を交付する。

８　その他

受審希望者は，１の⑴から⑽までの検定合格者審査のうち，いずれかの審査についてのみ申請することができる。

９　本審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号　099－206－0110（内線3032・3033）